



です。

○奥野国務大臣 文部省としては、教育の自身が充実して行なわれなければなりませんので、認可申請に際しましては、定員と設備、教官一体のものとして審査をして、認可しているわけでございます。しかし事実上、御指摘になりましたように、歯科関係の大学におきましては、定員を非常にオーバーして入学を許可している。私たちもそこに問題があることを認識して、これに対する是正策について、場合によって立法措置も必要ではないかというようなことも考えながら検討しているところでございます。

○受田委員 大学学術局長、あなたは先般の御答弁の中で、医師の養成目標を、いま指摘したような線でお示しになられた。その中に現実に、私立の医系の大学、医学部、歯学部、定員というものが、各私立大学とも文部省へ報告してある定数を、福岡を除いて他は守っておると思うか、守っていないと思うか。また、現実に何名採用しているかの実態を掌握しておられるかどうか、御答弁願いたい。

○木田政府委員 医学、歯学の入学定員につきましては、新設になりましたものも、従来からございますものも、毎年、その入学定員については、指定統計その他の方法によりまして、確実なデータを把握をいたしてございます。一般的に申し上げますと、医学のほうは定員に対して多くても二割程度の増という形になってございます。ところが歯のほうは、たいへん残念でございますけれども、七割程度の増というのが既存の大学の一般的な傾向になっておる次第でございます。

このことにつきましては、大学設置審議会の委員、あるいは大学の視学委員を別に設けておりますが、それらを毎年派遣をいたしまして、反省を求め注意を促しておる次第でございますが、今日の制度のもとにおきましては、反省を求め注意を促すという以上に特段の措置がとれませんので、遺憾ながら毎年同じような警告を繰り返すというのを続けてきておる次第でございます。

○受田委員 そういう行政指導はおかしいじゃないですか。ぴしっと定数を守って医師、歯科医師の養成をするというのが文部省の任務ではありませんか。七割程度増員を、定数以外の割り増しを大目に見ておる。それが遺憾ながらずっと繰り返されておるというふうな状態で、私立大学の監督権の行使ができておるかどうか。これは非常にずさんな行き方。しかもその定数以外の割り増しを計算に入れて寄付金を取って、その寄付金を前提にして大学の運営をはかっていく。そして初めは、入学者の父兄から寄付したものであつたら追加支払いをしてごまかしてきておるといふ、ごまかしで大学はできておるといふこのごまかしを、正義の味方であり、教育の中立を守りきれいな人間をつくる文部省が堂々と認めて今日に來られたということは、文教の府だけに私は残念だと思ふのです。

○木田政府委員 御指摘とお怒りは、まことにもつともかと思つてございしますが、今日、私立学校に対しまして文部省の監督関係は、学校教育法と私立学校法によって規定されておるわけでございしますが、学校教育法第十四条におきまして、一般的に国、公、私立の学校を通じて、「学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は監督庁の定める規程に違反したときは、監督庁は、その変更を命ずることができ」というのが、一般的な、学校に対する監督庁の、法令違反あるいは監督庁の命令違反に対する変更規定なのでございます。ところが、いろいろの経緯があつたわけでございしますが、私立学校法ができました際に、私立学校法第五条によりまして、「学校教育法第十四条は、私立学校に適用しない」という明文の規定がございまして、私立学校に對しましては、こうした監督上の立場をとり得ないというものが、現在の法律によって示されております私どもの立場でございます。

したがいまして、毎年毎年できております学校に対して、その認可の条件に違つところは一々反省を求めるといふことを指導、助言として繰り返しておりますけれども、それ以上の措置に出ないということはまことに遺憾に思つておられます。大臣もたびたび国会で答弁しておられますように、こうした問題が重なると思つておられます。これらのところについて何らかの検討を加えなければならぬのではなからうかという気持ちでおる次第でございます。

○受田委員 文部大臣、この私立大学も、一生懸命に何とかして私学の振興をはかり、また医師養成もしたいという熱情を持っている点においては、人後に落ちないものがあると思つております。ただ、現実に基本的な財産というものが無いものからスタートをする場合に、将来入学する者を予定していろいろな事件が起つてきていゝのは、浪速医科大学の問題なども同様なんではないかと、浪速でも、これは文部省が十分実態を把握すれば、犯罪を犯すことは想定できる。現実にそういう無理をしなれば私立大学はできないじゃないですか。これだけの膨大な経費、一人一千万とか二千万とかの養成費を必要とする医系の大学は、将来入学する者を対象としてそうした非常な無理をして小細工しなければ、実際にできそうにないとお考えになりませんか。あなたも身をもって体験されたと思つてますが、それなら医系の大学は私立は一切やめて国立だけにすると、割り切つてもらつても困るわけなんです。それは国、公、私立、それぞれ繁栄をはかっていくのが筋で、そのためには、私学の医系の大学が新しくスタートする場合には、少なくとも五十億なり六十億なり、理科系の教育振興には助成もしているわけですから、当然国立がやる筋を私学にも御苦労願うのだからというところで、国家が基本的な財政援助をするというところで私学の医系の大学を一応認めるといふやり方にすればいいじゃないですか。

○奥野国務大臣 お話よくわかるわけでございします。またばく大な金を要することでございますので、はたしてそれだけの金を用意して認可申請に踏み切つていゝのかどうかというところで、文部

省事務当局はずいぶん詳しい調査をしているようでございます。その調査に關します限りは、それはそのとおり間違いないといふことになっておるわけでございしますけれども、松本のように、あとから検察庁が調べてみると、やはり架空の寄付であつたといふようなことでもございします。事務当局の調査の限界を越えたようなぐあいに内容がつかれていゝといふようなことがあつたわけでございします。そういうこともございまして、私は、私立の医科・歯科大学の認可は今は慎重を期したい、半面国立を増設していきたい。公立の場合には、いま御指摘になりましたけれども、いままでは経常費助成をしていなかったのを、ことしから経常費助成に踏み切らしていただきました。同時に、創設につきましても助成措置を四十九年度以降とらしていただきたい、そういう希望を持っておるわけでございまして、いづれ予算措置のときに解決する問題でございます。

私学の問題につきましては、融資の問題、経常費助成の問題、両方あるわけでございします。しかし経常費助成の問題につきましても、卒業生を出してみなければ助成に値する学校であるかどうかわからないといふようなことで、新興の大学には助成が行なわれていないわけでございしますけれども、私は、医学、歯学に關しましては、やはり認可したときから経常費助成の道も講ずべきじゃないかといふような希望を持っておるわけでございまして、これも予算と一緒に解決しなければならぬわけでございしますけれども、お話しになりましたような方向へ解決の道を求めていきたい、こういう気持ちでおるわけでございします。

○受田委員 既設の私立医系の大学、単科大学と総合大学の医学部を問はず、国、公、私立のバランスがとれるように、国立の大学については思い切り予算が配分されておるのですから、その国立のやる役割を一部負担するといふ意味で、医系の大学には既設の大学にも十分の助成をして、新しく入学する父兄に負担をかけないような手だてをさせる。新設の場合だつて、私立の医系の大

学は新設を今後しない方針などときめる、そのことがおかしいのであつて、しかし、十分の条件を考えながら、国家がある程度相当大幅の助成をしなから私立の医系の大学も設置するということ、財政上の措置さえできればできるのですから、私立の医系のものは一切もう許さない方針であるなどということへ割り切らないで、大学は、国立だろうと私立だろうと、自由に設立できるような道を開いておかぬと、今後私立の医系の大学はやめるようにしますという、そんな断定的な指導方針、文部省はたいへん誤つておるのです。

（「そうだ、その通りだ」と呼ぶ者あり）「そうだな。ほんとうにそのとおり。もつと大所高所から、文教行政というのはいさういふところへ目を向けなければいかぬのです。惜しみなく予算を振り込んで、困つてゐる医系の私立大学には何らかの關係で思ひ切つた助成を出してやろうという配慮をする努力を文部大臣がしないでおいて、ややこしゅうなるから、さわらぬ神にはたたりなしというふうな気持ちで安易に日本の教育行政を考えられるということ、これは許されません。私の質問に対しての明確な答弁をお願いしておきたい。

○奥野國務大臣 医科・齒科大学につきまして、国立、公立、私立、それぞれ學風、特色を打ち出しながら努力を続けていただく体制、これは非常に大切なことだと考えております。私が私学について言ひましたのは、認可について慎重を期したい、こう申し上げたわけでございまして、認可について慎重を期したいと申し上げました背景は、これだけの財源を用意したのですという、その用意された財源がそのとおりであるかどうかという点について、事務局はさういふ慎重な調査をしたにもかかわらず裏切られたような結果が出てきておる。これが一つございまして。

もう一つは、認可にあたりましては、設備についてさほど大きなものは考へていない、さうであるならば、それなりに一応用意された財源で完成させることができる。ところが、認可を受けたとたんに二倍内外の規模に変えちまうわけござい

ます。そうすると、その金をどう用意するのか、用意する道が認可申請にあつては示されていなくてございまして。そうしますと、結局また入学時の寄付金等に求めるということになり、学生の純真な気持ちを阻害していくということにもなるわけでございますので、こういう点も突っ込んで調査をしていきたい。突っ込んで調査をしていきますと、實際問題として、いままでのようにたくさん私立大学を認可することは不可能である、こう私は考へておるわけでございまして、こういう意味合いにおいて慎重を期していきたい、こう申し上げておるわけでございまして。

○受田委員 私、横路さんの前をちよつとだけというお約束ですから……。

医系の大学、特に私立大学の医系の大学では、いろいろと父兄に負担をかけておるんです、現実に。ばく大な負担をかけておる。こういうことで教育という問題が正常化することはあり得ぬのです。これを是正するのは文部省の責任なんです。文部行政の手法から、もう一つ突っ込んでい

えば、予算獲得の腕前の拙劣さが今日こういう結論を生んでおる。医師養成については、りっぱな名医をつくるために、国家は私立にもりっぱな財政措置をして、父兄が負担に感ずることなくして、堂々と私学で成果があげられるようにする努力を文部省はせにやいかぬ。その根本的な問題があるんですよ。これ、おわかりでしょうね。わかりましたと、ちよつと一口……。

○奥野國務大臣 私は、私学の果たしている社会的な役割、それが国立、公立と同じであるならば、やはり税金の金も、それに準じて私学に対して向けられるべきであるという考へ方を持つてい

るものでございまして、基本的には同じだと思ひます。

○受田委員 もう一つ、これでおしまいにしますすが、実はこの間から当委員会ではいろいろとハブニングが起つておる。私、靖国神社法案をめぐつて、いろいろと若い皆さんの氣持ちはよくわかつて、要望も出ておるのですが、しかし、それが非

常に熱烈なあまり、力があり余るようになつてしまつておるということもあるものでございまして、私は自民党が出されてゐる靖国神社法案というものの審査以前の問題が一つあると思ひます。あなたは宗教法人を担當してゐる文部大臣です。つまり、宗教法人靖国神社をあなたは所管されてゐる國務大臣と見るが、そのとおりです。

○奥野國務大臣 宗教法人の關係は文部省の所管になつております。

○受田委員 そこで、法案審査の前の問題が一つあるんです。何となれば、あなたが御所管されてゐる宗教法人靖国神社を國家護持にしたいと、自民党は法案をいま用意されておる。まだここで趣旨説明してない。赤紙で第一線に出た、そして祖國のために殉じたという方々は、國家の命令で出

ておる。そして天皇のためにという意味で出られた。自民党の赤紙で行つたんじゃないんです。したがつて、こうした問題に政府が真剣に取組んで、あなたが御所管されてゐる宗教法人靖国神社を國家、國民の崇敬を受ける形に切りかえたいという御熱情をあなた自身が持たれるならば、政府提案としてなぜこれをお出しにならないのか。審査以前の問題として私は疑義があるんです。この問題、私は委員長にもその点は申し入れて、政府自身として、あなたがいまは担当の國務大臣だから、閣議で自民党案を政府案に切りかえるく

らゐる配慮が要る。特にこうした信仰の問題などというものは、一党一派の問題でなくして、國民全体の問題という意味からならば、できるだけ多數の人が協力できるような關係にこれを育てていくという責任は政府にある。自民党政府としてこれをどうして取組まなかつたのか、担当國務大臣として御答弁を願ひたい。

○奥野國務大臣 私は、不幸なことだと思ひますけれども、國の防衛の問題などにつきましても、大きく國論が割れてゐるわけでございます。たいへん不幸なことだと思ひます。同時にまた、この靖国神社を國家の手で守るという問題につき

ましても、從來からかなり大きく國民の考へ方は割れてゐるというのがいまの姿でございます。やはりこういう問題につきましては、なるだけ早い機会に國民合意の道を見出していくということ、政治の大きな私は課題だと考へるわけでございまして。そうしますと、政党内でいろいろな話し合いをする、また政党が問題を提示していろいろ話し合いの場をつくつていくということも、私は非常に大切なことじゃないだろうか、かように考へてゐるわけでございまして。

○受田委員 あなたは担当國務大臣です。現在の宗教法人靖国神社、その國務大臣でございまして、私はいま法律案の審査の以前の問題として、いま現に自民党からこれが出されようとしてゐるというふうなところに党利党略的な色彩がある、これはむしろ政府として提出されるべきだ、そういう感じを私は持つてゐるわけなんです。そういう意味で、なぜこれを政府提案にできないのか。たとえば憲法問題とかその他で、法制局の内部等で異論があるというふうなもので政府提案にできないのか。私は、あなたが担当國務大臣であるだけに、この問題は閣議で急いで政府提案に切りかえるということを提案して、あなた方は

自民党政府でありますから、さうして日本國の政府が提案するということにいまからでも切りかえができるのかできないのか。こういうことは閣議で主張しても、いまからまだ余裕があるのです。もう自民党だつて、いまこれを今国会で通すという意思がないこともはっきりわかつておる。したがつて、そうならば、自民党のために考へるんでなくして、政府提案ですなにおに國家、國民のためにこの問題を考へてあげるといふのを、いまからでも主管大臣として閣議で決定されることができ

るかどうか、不可能か、これをひとつ。まだあした閣議がある。それから金曜日に閣議がある。来週の火曜日も閣議がある。しかし来週は間に合

わぬです。あすか金曜日にやれるかどうか。私は、この問題をあえて法案審査の前の問題として、一応おただしを申し上げておきます。

○奥野国務大臣 これは考え方の違いかもしれないけれども、いまも申し上げましたように、防衛の問題一つにつきましても大きく考え方が割れているわけでございます。そういう際に、またこの靖国神社の問題につきましても、政府側から提案をしていくということですね。話し合いが進行するような案であるなら、非常に望ましいと思っております。いま申し上げたように、国民の間の合意、国民の間で話し合いの機運をつくる、そうなりま

す、政府から持ち出すよりも政界から持ち出されるほうが、いまの場合としてはそういう道をつくりやすいんじゃないだろうか、こう私は考えておるわけでございます。考え方の違いかもしれないけれども、また、おっしゃっているような方向も一つかもしれませんけれども、逆に私は、そのことは対決を深めるんじゃないだろうかという心配もしております。

○受田委員 私、きのう靖国神社へ、夜、宿舎へ帰るときお参りしておたら、こういうことを放送しておる、靖国神社は、この靖国神社法案は野党があげて反対をしている、自民党は一生懸命にやろうとしている、皆さん自民党の提案に御賛成ください、野党はこぞって反対であります、神社の前でそんな放送が行なわれておる。こういうように、神社そのものが挑戦的になんぞんややっていると、私にはさびしい感じがします。お国のためになされたかみたまちのお祭りの晩に、政界間の対立を浮き彫りするような放送が参拝者の全員に放送されておるのです。これはお国のためになされたかみたまちに対してほんとうに申しわけないことだと私は思っております。

そういうところで、自民党案というこの議員提案案というものを引っ込められて政府案にすべきだ。あなたは文部大臣として逃げておる。むしろ自民党案にしたほうがいいと、担当の国務大臣として、宗教法人靖国神社を扱っておられる大臣と

して、あなたは責任ののれをされておる。法律案の提案者を見るとあなたのお名前がない。国務大臣であるからない。三原委員長の名前もない。全部私は読んでみたところ、なるほどないんだな、これが。つまり責任ののれをされておる。日本国民の名で赤紙をもらい、日本国民の名で、日本国民で勲章をいただいでおられるのです。自民党の勲章をもらっておりません、またまたそれは、そういう意味で私は、日本国民政府として当然あなた方がこれをお出しになる性質だ。逃げておられるということは非常に不愉快です。

私がいま申し上げたことでもう一度閣議に提案して、担当国務大臣として政府提案に切りかえられないか、御努力される御意思ありやなしやを伺って質問を終わります。

○奥野国務大臣 受田さんの気持ち、私よくわかる気がいたします。よくわかる気がいたしますけれども、いま文部省法案幾つか提出させていたいただいております。私はどうしてこの法案に反対なのか理解に苦しむのですけれども、やはり政府が提出しておるためにむしろ強い反対を受けておるのじゃないかなという気持ち、ときには起こるのです。そういう際に、またこの靖国神社の法案を政府が提出するよう努力をします場合に、一体どういうことになるんだらうかというところについてたいへん疑問を感じざるを得ない。したがって私は、私は、今日の時代におきましては、ぜひ政界間で話し合いを続けていただくという姿勢が一番適切ではなからうか、こういう考え方に立っております。

○受田委員 いや、私は政府提案を希望するわけですか。それから、文部省の所管になるとお考えなんですか。従来、法案がごたごたしておるから、政府案にすると文部省案の何かと一緒に流れると思われるのですか。文部省の提案になりますか、政府案とすれば。

○奥野国務大臣 これはその際によく相談をし

合つてきめることだろうと思えます。いまだこの所管の法案になるというふうなことにについては考えてはおりません。

○受田委員 終わります。

○三原委員長 横路孝弘君。

○横路委員 時間が非常に限られておりますので、問題を二つだけにしぼって、福岡歯科大学の問題と、それともう一つ札幌に札幌香蘭女子短大というのがあったのですが、これは学校ができて五年であつたという間に廃校になつてしまつたのですが、その認可と廃校の経過を見てみますと、今度の一連の歯科大学の問題として提起をされておるところと非常に共通した問題がたぶんあるというように私は思いますので、この二点にしぼってお尋ねをしたいと思ひます。

最初に、ちよつと時間の都合がありますので、札幌の香蘭女子短大についてお尋ねをしたいのですが、これは開校五年でことしの三月二十八日に廃校とされてしまつたわけですが、これも、社会的に重大な使命を持っていたというふうな高等教育機関というものが、経営状態が悪化したからといつて、簡単に企業のようにやめられていかうかといふことに、非常に大きな疑問があるわけなんです。しかもこの経過を見ると、私大審の審議そのほかを含めて、非常にずさんな審議を行なつて大学を認め、そしてなおかつ、ろくに審議もしないで大学を廃校にしてしまふ。卒業生を含めて非常に迷惑をしておるわけでありまふ。

そこで初めに、まず設立の経過と、それから廃校について一体どういふ審議を行なつたのか、この二点について明確に御答弁をいただきたいと思ひます。

○木田政府委員 札幌香蘭女子短期大学は、昭和十三年度に入学生百人の英文科を設けて開学したものでございます。しかしながら、開学以来入学者が定員の半分にも満たない、特に昭和四十六年度の入学者に至つては二十九人という状況でございました。このため同短期大学の維持、経営が困難になりまして、昭和四十七年以降の学生募

集を停止し、在学生の卒業を待つて昭和四十八年三月末に廃校の運びになつたものでございます。非常に簡単にございまして、以上の経緯でございます。

○横路委員 廃校については、いつ申請がなされて、それがいつ審議が行なわれて、いつ認められたのですか。

○木田政府委員 廃校につきましては、四十八年の三月一日に学校の廃止認可申請書が提出されまして受理をいたしました。そして三月の十六日、私大審議会におきます答申を得て、三月二十八日に廃止の認可をいたしました次第でございます。

○横路委員 非常にスピーディなんです。しかも三月十六日の私学審議会のときは、まだ生徒が中におつて、卒業式が三月十八日に行なわれるというところで、卒業できるかどうかかわからない状況でもつて、三月十六日に私大審議会を開いてきめてしまつておるわけですか。

その経過の中で、私、非常に疑問に思つておるのは、実は大臣、このあとと地が初めは北星学園という、これは学校でございますけれども、ここに四億五千万で売却という話があつた。それから山善という会社が五億七千万、この山善という会社が、この廃校の申請の出たときには売却の買い手としてあつたわけですが、これがその後、男山という、これは酒造会社ですが、七億二千万で買つて、いまは住友不動産。最後にとうとうやはり大手が出てきたわけですが、八億四千四百万というところで、文教地区なんです、ここにちよつと建てられていた学校というのは、酪農学園大学とか北海道の百年の塔があつたり、いろいろそういう地域に建てられて、非常に場所がいいものなんです。土地がどんどん上がつてしまつたわけなんです。

私が非常に疑問に思つておるのは、山善との契約書に合せて私大審議会が認可をしたものではなにかという疑いが非常に強いわけです。というの、それについての契約書についてちよつと明らかにしていただきたいのですけれども、この山

善との契約は私大審の廃校の申請のときに当然添付書類として出ているはずでございすけれども、概略どんな契約内容になっているのか、とりわけ明け渡しの期限がいつになっているのか、それを明確にしてもらいたいと思ひます。

○安嶋政府委員 実はたゞいま手元に持ち合わせておりませんので、必要でございすれば、調べて御報告を申し上げたいと思ひます。

○横路委員 だつて、香蘭女子短大の問題と福岡歯大の問題を質問するからということ、書類を用意してくれということをお願いしてあつたはずです。

実は契約書の中身によると、四十八年三月三十一日が山善に対する明け渡し期限になっている。そして契約を結んだのは四十七年度です。四十七年度に香蘭女子短大と山善とが契約書を結んで、土地についての売買契約を先ほど言つたように五億七千万で結ぶ。明け渡し期限三月三十一日という事で皆さん方のほうは審議を急いで、どういう理由でもってこれがだめになるのかという審議もろくにしないままに、それに合わせて、十八日の卒業式の前に、子供たちがどうなるかまだわからぬ状況でもって、十六日に私大審を開いて廃校を認めているわけですよ。こんな、ろくに審議もしないで、不動産会社の都合に合わせて審議会を開いて認可するなんていうのは、もつてのほかだと思ふ。大臣どうですか。

○奥野国務大臣 この大学は設立当初から、入学者が募集定員を非常に大きく割るというものでございす。私の承知してございすのは、そういうこともございまして、四十七年度には入学の募集停止をいたしましたようございす。そうしますと四十八年の三月には学生はいなくなるという事でございす。設立されて以来満足な運営が行なわれていないわけでございますので、条件が整つておりまうと、そういういまお話しになりましたようなこと、おそらく事務当局としては知らないだらうと思ひるのでございすけれども、廃止の認可申請に対しては認可を与えるという

のは本来の筋道ではなからうかな、こんな感じを私としては持たざるを得ないような感じがいたします。

○横路委員 三月十六日の段階では、まだ卒業できるかどうかかわからない学生もおつたわけですよ。そういう状態で認可をしてしまふということですね。

しかも、このときの審議の内容についてちよつとお尋ねしたいのですけれども、六億五千九百万の赤字があつたということですね。この赤字の内容についてつかんでおられますか。大臣、廃校にするときには、皆さん方が審議会で認めたわけだから、認めたのがなぜだめになったのかということとを徹底的に審議をしなければ、そのあとの審議に対して役立たないわけでしょう。だめになったから、はいよろしいということとは、卒業生だつてまだ若い二十代の女性がおつて、自分の卒業した学校がなくなつたというので、たいへん大きな問題になつておるわけですよ。この六億五千九百万の赤字の中身はどういうことになつておるんですか。

○安嶋政府委員 先ほど山善との契約についてのお話もございすけれども、私立大学審議会におきましては、ただいま御指摘の山善との契約の履行時期云々というところは全く論議の対象になつておりません。審議の対象となりましたのは、ただいま大学局長から申し上げましたような、学生募集がすでに停止されておつて、そして残つておる学生も年度内に卒業することが確実である、こういうような説明がございまして、私立大学審議会といたしましてはこれを認めたということでございます。

それからなお、その当時の六億五千万の負債の内容でございす。四十七年度の四月一日現在の負債の残高といたしましては、一々申し上げますと、北海道信用金庫が約六千万円、北洋相互銀行が約五千五百万円、共同信用金庫が約一千万円、それから北海道の私学振興基金協会の約二千六百万円、北海道拓銀が約六千五百万円、私学振興財団が一億一千六百万円、北海道銀行が約千五

百万円、熊谷組が約二億五千万円、札幌市が約二百万円、その他約五千六百万円ということでございます。

御承知のとおり、この学校法人は高等学校をも経営しておるわけございまして、ただいま大学局長から申し上げましたように、学生の応募がほとんどない、短期大学を引き続き経営していくということは、この法人の経営状態を非常に悪化させ、将来これを正常な経営状態に戻す見込みがない。そういう状況でございまして、この際、その見込みのない短期大学を廃止をいたしまして、そしてその校舎等を処分いたしましてたゞいま申し上げましたような負債の返済に充て、学校の経営の再建をはかりたいということが同時にこの学校の廃校の理由になつておるといふうに理解をいたしております。

○横路委員 その六億五千九百万というのは、負債状況、債権者がだれかということじゃなくて、どういふ事情で生じた赤字であるのかということなんです。皆さん方のほうは、当初の資金計画についてこれを認めたわけでしょう。これでよろしいということでも大学の認可をしたわけでしょう。ところが五年たつて六億五千九百万の赤字が出た。そうすると皆さん方は、それを廃校にするときには、当然、当初の計画について審査の状況に何か問題があつたのかどうか、それをやはりきちんと審査をして結論を出して、責任を明らかにして、そして廃校を認めるなら認めるということにしないと、いつもあなたは、私大の理事者が悪いのだということでも問題をすりかえてはだめですよ。だから私はそういう意味で聞いておるわけですよ。これは実は福岡歯科大学問題とからんでくるんです。六億五千九百万というのはどういふ中身で生じた赤字なんですか。債権者じゃなくて。

○安嶋政府委員 この学校が申請をされたとき、この短大関係の資金計画でございまして、所要財源が約二億という事でございまして、申請によりますと調達済みの自己資金が約一億七千九百万

ということでございます。したがって、設置費はまず充足しておつたといふうに当時判断をいたしたようございす。

ただいま申し上げましたのは短大の設置にかかると部分だけでございまして、法人全体といたしましては、これは四十二年の八月三十一日現在でございまして、資産が全体で約七億七千万あつたといふことございす。同時に負債が約二億二千五百万あつたといふことございす。負債の率は三一・八％といふことございす。約三割の負債が設立当時からあつたわけございす。この比率自体は、他の学校法人に比べて特に高いといふうには当時考えなかつたわけございす。四十二年の八月当時の負債が約二億二千万であつたわけございす。それが、四十七年の四月一日現在におきましては、約六億五千九百万円に増加をしておるということございす。

これはどういふ理由かということございす。その間、ただいま大学局長から申し上げましたように、入学を予定しておつた学生がきわめておあつかひしなかつた、そうしたことによりまして年々経費の赤字がかさんでこういふ事態になつたものと、私も理解をいたしております。したがって、この学校法人の経営全体を再建し、あるいは正常化するためには、こうした学生がほとんど応募しないような短大をこの際廃校にし、法人全体の経営を立て直していくという事は、これは私も認めたし、やむを得ない策であらうといふうに理解をいたしておる次第でございす。

○横路委員 百名全部定員が入つたらやれるような状況だつたのですか。計算したことがありますが、さつきお話があつたように、七割から八割、定員外の人間を入れればやれたかもしれせんけれども、百名の定員でやれるような当初からの計算になつていないですよ、これは。

○安嶋政府委員 四十二年の申請当時の書類を見ても、短大関係の経常収支におきましては、四十三年収入見込みといたしましては一億

二千五百万、支出見込みといたしまして、多少の端数の違いはございますが、一億二千五百万というところでございます。四十四年度以降は若干の黒が出るというような計画でございまして、私どもはそうした収支の見込みを前提として認可をしたということでございます。

○横路委員 だからその辺のところをちゃんと数字に当たって調べてみて下さい。たとえば「大学等設備のための施設費設備費の財源調査」というのを、皆さん申請のとき添付されてますね。そのうち自己資金が幾ら、寄付金が幾らとあるでしょう。ところが、その自己資金だって、たとえば流動負債との関係で言うと、現実に大学の理事のほうで認めているわけですけども、流動負債をいかけてみると純然たる自己資金というのは全くない。それは資産はあったでしょう。不動産や何かを含めて財産はあったでしょう。あったけれども、そういう意味でもって、設備のために使うお金とか、経常経費をいろいろ出すための資金というのは、現実の問題としては負債の関係があつて全然だめだったと、こう言っているわけですよ、理事者のほうで。これは皆さん方のほうにも、教授会が白書という形でまとめて提出をされていますから、その中に十分これは指摘をされていることなんで御承知だろうと思ひますけれども、私がお伺いしたのは、そういう点を廃校のときにきちんと審査をして、どこに問題があつたのかという点の検討をしたのか、しなかったのかということ。どこに問題があつたのか、いや経営が成り立ちません、もうだめだからやめるのです、それでいいですか。

○安嶋政府委員 先ほど申し上げましたような設立当時の資金の計画でございますが、ただいまからこれを振り返ってみますと、当時、調達済みであつたという約一億七千九百万の自己資金、これが先ほど申し上げましたような負債の二億二千五百万とどういう関係にあつたかというようにことがあらためて問題になるかと思ひます。短大の設立、つまり法人全体といたしましては、もちろ

ん負債は資産総額の約三割ということでございますが、設置費自体は形式的には充足されておりましたも、その実質がかなり借り入れに依存しておつたというような見方があるいはできるかと思ひます。そうした点につきましては、私ども今後十分留意してまいらなければならない点であると思ひます。

廃止の審査をいたしますときは、審議会の議論自体はそこまでは立ち入らないわけでございます。現に学生がいない、あるいはほとんどいないという状況で、将来もこれを回復する見込みがないということでございますから、法人全体の財政の再建をはかるためにはやむを得ないという観点から資産的な面の審査は行なわれたわけでございます。

○横路委員 皆さんのほうで認めてから、これはアフターケアは行なつたのですか。

○安嶋政府委員 このアフターケアは、大学局あるいは大学局の大学設置審議会、それから管理局並びに管理局がお世話をしていただいております私立大学審議会で行なうわけでございます。年々三十校程度の学校につきまして、アフターケアという形で実地調査を行なつておるわけでございますが、何ぶんにも数が多いものでございますから、すべての大学について実地にこれを調査するということは事実上できないわけでございます。最近では、先般来問題になつておりますような医科歯科系大学につきまして、いろいろ問題が多いものでございますから、これを中心にいわゆるアフターケアを行なつておるということでございまして、ただいま御指摘の札幌香蘭につきましましては、アフターケアという形で実地調査をいたしましたことばございません。

○横路委員 これはいろいろ資料を見てみると、ちよつとふに落ちない点もあるんですね。たとえば負債総額六億五千九百四十万ということで、債権者別にいくと元金が五億九千九百万になっているわけですね。ところが、その六億五千九百万の中身について、廃止の理由ということで皆さんのほう

うにも申請されていると思うのでありますけれども、そういう書類を見ると、たとえば大学設置のいろいろな設備のための費用が当初の予定を大体八千万ちよつと上回つたとか、寄付金の三千万が全然入ってこなかったとか、それから自己資金が一応表では二億二千三百万あつたけれども、負債があつたためにそちらのほうに回つてしまつて、現実的には二千万程度の自己資金しかなかった。それから経常経費の不足が一億一千万ちよつと支出になつてゐる。こういう累計が幾らになるかというのと四億七千六百五十万なんですね。それに對する利息として一億八千二百四十八万というものを計上しているわけですよ。つまり、そつちから追つていくと、どうしてもその差というのは一億八千万何がしが利息払いになるわけですよ。ところが、債権者別のやつを調べてみると、利息というのには六千七百八十七万ということで、大体一億一千万ぐらゐるそこには差が出てくるわけですよ。どうやって赤字が出たのかという中身を調べていったその額と、それから元金と利息別にその六億五千九百万の負債の中身を分析していくのとは、差が一億一千万ぐらゐるそこには生ずるわけですよ。これはちよつと私たちのほうではわかりません。ここで、こゝではやはり経理がござんたというふうなこともありまして、事務局長がたとえば途中でやめて、まあ逃げたのか何か、行くえ不明になつてしまつたり、いろいろなことがあつたわけですね。で、一億一千万が経理上ともかくわからないわけですよ。

今度の福岡歯科大学の問題とあわせて考えてみて、やはり非常に大きな疑義がこの短大の廃止そのものの中にあるわけですね。山善から男山、それから住友不動産という土地が、ともかく倍以上の値段でどんだん上がつていって、その山善の三月三十一日の明け渡し期限をめぐつて私大審の審議を相当急いだという話も私のほうで聞いておるわけですよ。したがって、皆さんのほうではいろいろ調べて認められたんでしうけれども、あとともし知らぬよというんで、学生もいないん

だから廃校になつてもよろしいということ、その間、皆さん方の最初の審議にどこに間違ひがあつたのか。やはり決定的な原因は何かといつたら、純然とこの短大のために使える自己資金がなかったというこゝろなわけですよ、この香蘭女子短大の場合は。したがって、皆さん方のほうでは、高等学校も経営している、大学全部経理を一緒にしてしまつて、そして負債のほうには負債のほうで何か償還計画みたいなものを立てて出して出さしているわけでしょう、申請書のときに。だから、その負債があることを十分承知で皆さん方は認められたわけですよ。だから当然その自己資金と負債を差し引いてみれば、具体的に使える自己資金は幾らかというこゝろだつてその審議のときにわかつたはずなんですね。それをあえて皆さん方のほうには認めて、負債のほうについては、償還計画を出させるこゝろでもつて目をつぶつてしまつた。

こういうぐらゐに問題があるわけですから、本来ならば、あとどうなつていくかぐらゐは、監督じゃなくてけつこうですから、助言ぐらゐあつて当然しかるべきだが、それも全然やらないで、そして不動産会社の都合に合わせて廃校をばつと認めてしまふなんというのは、経過からいってどうも私どものほうでは納得できないので、これから審議会のあり方を議論していく上にも、大臣、ちよつとその辺の経過をもう一度皆さん方の立場でお調べになつて、審議会の審議のあり方というふうな面でも、どこがまずかつたのか、どこでこういうことになつたのか。つまり、最初の認可のときに、何を皆さん方のほうでちゃんと見るべきものを見なかったのか、そこを押える意味から、五年くらいで廃校になるケースというののはちよつとないですから、私はそういう意味で、後々のために一つのケースとして、私大審の審議のあり方を皆さん方がこれから考え直す一つの資料に私はこれは十分なり得るんじゃないかというように考えますので、その辺のこゝろをぜひひとつ御検討いただきたいと思ひますので、いかがですか。

○奥野國務大臣 御承知だと思ひますけれども、

これまで私立大学の認可につきましては、大学の設置基準に合致して設立されるという場合には認めなければならぬという法的な解釈で運営されていったようにございます。したがひまして、また廃止の場合につきましても、先ほど来申し上げておりますように、大学生がいなくなっている、設置当初から入学定員に對しまして入学者は半分を割っている。百人に對しまして、四十六年度に至つては二十九人になつたというようなことがありまゝです。これはすなおな気持ちで廃止の認可をしていこうというふうに御理解をいたしたいと思ひます。負債の問題は、これは学校法人の問題でございますから、学校法人は存続をしてまいらるわけでございます。まだ高等学校等経営しているわけでございますので、やはり別の問題じゃないだろうかという気がしてならないわけでございます。いづれにいたしましても、福岡歯科大学、御指摘になりましたとおりでございますし、また別の問題も起こつておりますし、大学の設置認可全体に關連します問題としましては、今後さらに十分検討を進めていく考えでおるわけでございます。

○横路委員 特に問題なのは、ここでは寄付金というものが当初予定されていて、これが全然入つて来なかつたというわけですね、この香蘭の組合。それからさらに自己資金が三分の二以上。今度四分の三とさびしくされたけれども、なかなか私大審の審議の中ではわからないのかもしれないけれども、しかし少なくとも香蘭の場合は、申請書を見る限りにおいて、負債がどのくらいあるのか、それから資産の中味だつてどうなのかというの、全部皆さん方承知されて、なおかつこれを認めたわけですよ。その結果ともかくつづれてしまつたわけですね。ですから、私大審のこれから審議もいろいろあるでしょうから、その進めていく場合にどこに問題があるのかといへば、やはりがっちりとしたところがある問題なわけですよ。自己資金がどれだけあるかないかということ

です。

「委員長退席、加藤(陽)委員長代理着席」これが福岡歯大の場合だつて問題になつていまして、それから、特に医科・歯科大の場合、学生から法外な寄付金を集めるというの、結局は問題は自己資金のところですよ。そのところはがっちり押えるという意味で、私学審議会のほうにもひとつこの経過についてお伝えをいたしたい、十分これからの審議のあり方を検討する上でお考えをいただきたいというふうに思ひます。

○奥野國務大臣 審議會の場合には、横路さんのいまのような御発言があつたことは伝えるようにいたしたいと思ひます。

○横路委員 それからもう一つ、これは卒業生がおるんですが、卒業成績証明書そのほかの管理の体制もいま全然ないんですね。ともかく教授会等との話し合いもまだついていないようですよ、廃校になつてしまつて、あと、ともかく卒業生は若い女性で、これから結婚を控えたり、いまの仕事をかゝるときに学校の卒業成績証明書なんか必要になつて、ところがその管理体制というものは全然ないわけですよ。これは学校の理事会の内部に若干最近内紛みたいなものがあるようなんですけれども、しかし、ともかく卒業生に對するアフターサービスだけはやはりきちんとしてもらふと、人数はわずかですけれども卒業生があるわけですから、卒業成績証明書くらい出せる体制ぐらゐせめてきちんとしていただきたいというふうに思ひます。

○奥野國務大臣 私立大学の問題につきましては、私立大学の自主的な運営にせよまかせていただきたい。先輩の問題についていろいろあるお気持ちには私はよくわかるのですけれども、そこまですり入つて文部省が話に入つていくことはいか

がなものであろうかなという気がいたします。この問題は他の大学に對する文部省の姿勢にも關連をしておきますので、私はできるなら避けておいたほ

うがいいんじゃないだろうかという気持ちを持っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○横路委員 何も文部省の監督権を發動せよなんというのを言つておられるわけじゃないのですよ。私大審の廃学のときの条件があるでしょう。その条件はどうなつていますか。卒業生に對するきちんとした措置というのは廃校のときの条件でしょう。その条件が守られていないんだから、卒業成績証明書も出すような状況がなくて、廃校のときの条件が完備していないわけですから、その辺のところを私は言つておられるわけです。

○木田政府委員 学校が廃止になりましても、この香蘭の場合のように、学校法人としての存続がございませう場合には、その学校法人におきまして、学籍簿の管理その他のことは引き続き行なわれてまいります。したがひまして、卒業の資格証明その他は、その学校法人において処理をすることになつております。また、これは他の一般の場合でございますが、他の学校に吸収されたというような場合には、その大学が卒業生の学籍を管理していることも当然のことでございます。万が一かにどこにも世話するところがなくなつたという場合にございましては、所轄庁であります文部省において在学中の学籍簿の管理その他は行なつていくことになつておる次第でございます。

○横路委員 やはり問題は、これはもちろん私大の理事者のほうにも問題があるでしょうけれども、やはりこの審議が非常に安易に行なわれている。とりわけこの廃校の経過については、先ほど言つた不動産をめぐるいろいろな問題があるようでありまゝです。その点はこれから御注意をいただきたいというふうに思ひます。

そこで福岡歯科大学の点についてお尋ねしていただきたいと思ひます。

警察にお尋ねしますが、皆さん方がいま調査されておられる使途不明金というのは合計幾らですか。〔加藤(陽)委員長代理退席、委員長着席〕

○田村政府委員 いまのところ使途不明金の総額というふうなところの調査はいたしておりませんで、現在のところ調査の重点は、先般逮捕をいたしました被疑者の被疑事実の裏づけということに調査の重点を向けておりますので、総額が幾らというふうな点は、いまのところはつきりいたしておりません。

○横路委員 しかし調査の端緒は使途不明金から始まつておられるわけでしょう。国税庁のほうでは、いろいろと使途不明金ということ、これは税法上の問題として処理はしてございます。その辺がだつて調査の端緒でしょう。したがつて、いままで理事の事で何人か逮捕されておりますけれども、あがつてきた数字は概略どのくらいですか。概略でけっこうです。

○田村政府委員 調査の端緒は、使途不明金があるというところが調査の端緒というわけではないようでございます。贈賄に使われました約八十数万円と横領の金額として約三百万円というものが、現在のところはつきり把握をしておる金額でございます。

○横路委員 はつきりしているものじゃなくて、使途不明金ですよ。この不明金は幾らなんです。つまり帳簿で合わない、いろいろな設立準備費用であるとか、あるいはここの春入つてきた収入があるでしょう。この収入だつて、寄付金について一応文部省のほうに届けている数字と、それからそれを上回るというわけに裏の帳簿があるわけですね。したがつて、犯罪を構成する金額が幾らかと聞いているのではない、一応調査の対象になつておる大體の使途不明金、わからない点はどのくらいなんです。こういう質問なんです。

○田村政府委員 先ほど来申し上げておりますように、使途不明金の総額というものがどれだけあるかというふうなところが現在向けております。調査の対象をそういうところから現在向けておるわけでは、これから調査の進展に従つてそういうものの解明をしていくという段階でございます。総額幾らというところの方をすることは、現在はまだ

無理な段階ではないかと思ひます。

○横路委員 では、いま現在だれがその被疑者になつていて、どういふ容疑なのか、それをちよつと明確にしたいだけですか。

○田村政府委員 現在のところでは事件は二つございまして、一つは贈賄の容疑でございます。

取賄被疑者は、当時の大学設置審議会の委員で東京医科大学の歯学部教授であつた桐野忠大、それから贈賄側の被疑者は、当時福岡医科大学設立準備委員会の委員長でありました穂坂恒夫外三名、合計四名でございますが、この五名が贈賄の被疑者でございます。その贈賄事件の現在の被疑事実の内容は、この歯科大学の設置に關しまして、穂坂恒夫外三名は共謀をいたしました。この審議会の委員でありました桐野忠大に対して、昭和四十六年十二月ごろに四十数万円の日本刀一振りと現金数十万円を贈つたというのが贈賄事件の容疑でございます。

それから業務上横領の事件でございますが、これは当時やはり準備委員会の委員をいたしておりました大城三春という人が、業務上保管をしておりました資金の中から三百万円ほどを横領をした、こういう容疑でございます。

○横路委員 これは警察のほうで捜査がいつていくかどうかなんですが、設立準備段階で大体どのくらいの金を集めたのですか。たとえば、全国からいろいろ父兄に対して募集をして、一人三百万くらい金を集めたという事実もあるようでありますけれども、そこまで調査は進んでおりますか。

○田村政府委員 現在私どもは、被疑事実の解明のために必要なものについては、当然調べていかなければならないと思ひますけれども、とにかくこの種事件は、被疑事実そのものを固めていくというところにございまして、なかなかそう簡単に行くものでございせんので、まず現在とはにかく、この逮捕の被疑事実を裏づけをして固めていくというところに力を入れておりますので、先ほど申し上げたように、それに関連をしていろいろ必要な資金の動きというふうなものの解明という

のは、現在の段階ではまだつまびらかになつていないというのが実情でございます。

○横路委員 いろいろ調べてみると、問題はやはり二つに分けられるので、初めは福岡医科大学と西日本医科大学という二つの申請が出されて、これが一本化されていく過程における問題が一つですね。それから一本化されて文部省に申請が出される段階の問題というように、警察の段階から言う問題とは二つに分けられるんじゃないかというように私は思ふわけなんです、どうもいまのお話を聞いてみると、その後段のほう、警察がいま捜査をしているのは、一本にまとまってからあとのあたりだと思ふのです。違いますか。

○田村政府委員 一本にまとまっていく過程というものに犯罪と關係するものがあるかどうかというところでございまして、その点については、警察といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、まだ捜査の対象としてこれを解明するという段階ではございません。

○横路委員 国税庁のほうで、四十七年の九月に申告しないで受け取つてついているというところで税法上の措置がとられませんでしたけれども、このお金については、皆さん方捜査の対象にしていないのですか。

○田村政府委員 現在のところ、そういうものを捜査の対象としてやっておるというところは、私どもは承知しておりません。

○横路委員 理事のうち、いままで、被疑者として、あるいは参考人として取り調べを受けた者はどうですか。差しさわりがなかったら名前を公表していただきたいと思ひます。

○田村政府委員 被疑者として現在逮捕しております者は、先ほど申し上げました、東京医科大学歯学部の教授であつて、当時大学設置審議会の委員でありました桐野忠大、これは取賄でございまして、それから贈賄側は、当時福岡医科大学設立準備委員会の委員長でありまして、現在福岡医科大学の理事長である穂坂恒夫、それから同じく当時副委員長で、現在福岡医科大学の評議員で

ある笠原稔彦。それから当時準備委員会の実行委員でありまして、現在福岡医科大学の専務理事である七熊治夫。それから当時準備委員会の実行委員でありまして、現在福岡医科大学の評議員である力武清士でございます。それから業務上横領事件につきましては、当時福岡医科大学設立準備委員会の実行委員でありまして、現在福岡医科大学の常務理事であります大城三春。この六名が被疑者でございます。また、被疑者として現在までに警察が取り調べをしたのは、この六名以外にはございません。

○横路委員 被疑者の中で参考人として取り調べをしたのはどうですか。

○田村政府委員 参考人として取り調べた被疑者については、ちよつと私、いまのところ承知をいたしております。

○横路委員 皆さん方のほうでは、非常に事件をしぼって捜査をされているように聞かせるわけでありまして、いま集中的にやつてゐるのは、この二つの事件を、これは逮捕しているわけですから、警察のほうでは自分の手持ちの時間の中で処理をしなければならぬのでしようから、それに全力を集中するのはわかるとして、文部省のほうに出されたいいろいろな申請や何か書類そのほかについては、押取そのほかの処置はとられたのですか、私学審議会の……。

○田村政府委員 これは關係箇所は十数カ所捜索をいたしまして、相当多数の書類を押取いたしました。文部省と申しますか、審議会の關係につきましては、必要なものについては押取をいたしております。

○横路委員 その必要なものというのは、たとえば、申請の書類から、審議会の議事録から、専門委員の名簿から、全部ですか。

○田村政府委員 ちよつとその押取目録その他手元にはございせんのであれでございますが、必要なものについては押取いたしました。

○横路委員 文部省のほうにお尋ねしますが、文

部省のほうで警察のほうに押取されたものあるいは任意的に提出をしたもの、それはどんな書類がございましてか。

○木田政府委員 大学設置審議会の審査の手順、それから福岡医科大学の設置認可申請書、並びに当時の審査に当りました関係者の名簿等でございます。

○横路委員 この問題は、一本化の過程を含めて、政界に対する波及といふこともいろいろいわれているわけですね。理事の中にも政治家が二人ほど入つておられます。鈴木さんという元文部大臣をやつた方とか、田中六助さんという、これもこの地元の方でしようが、お二人とも理事におなりになつてゐるわけですが、捜査のいまの状況の中で、そういう方向に捜査が進展をしていくというふうな——いまはどういう段階にございましてか。

○田村政府委員 先ほど来申し上げておりますように、現在のところは逮捕被疑者の被疑事実の立証といふことに力を注いで捜査をやつておりました、それ以外のことにございましては、現在まだ捜査はほとんど進んでいないという状況でございますので、ただいま御質問の件につきましても、今後どういふ方向に行くのかというふうなことに等につきましては、現在の逮捕被疑者を中心にした捜査に向けては、疑いがある者が出てまいれば、それについては厳正な捜査をしていく、こういうことになると思ひます。

○横路委員 たとえば金の授受があつたからといって、必ずしもすぐ犯罪になるということにはならないわけですが、福岡県警の捜査によると、政治家に金が渡つてゐるのは間違いないようですね。

○田村政府委員 その点は確認をいたしておりますが、福岡県警としては、そういうふうな金額が渡つたというふうな事実につきましてはまだ把握をしていない、こういうことでございます。

○横路委員 その把握をしていないというのは、たとえば贈つたというほうが言つただけでは、こ

これは贈ったということには法律的にはならないわけですから。受け取ったほうが受け取ったということにならないわけでしょう。そういう意味でしょう。受け取ったほうが受け取ったということとは、まだ捜査の段階では言っていないけれども、いろいろな取り調べの過程の中では、贈ったことは贈ったと称する話が出ているのは、これは間違いないわけですね。

○田村政府委員 いろいろ新聞等にも報道されておりまして、その報道されておることにつきまして、情報としていろいろなことがございまして、それは福岡県警としても承知をいたしておりますけれども、金とどこへだけ動いたというようになことについては、まだ警察として事実を把握しておるという段階ではございません。

○横路委員 これは日時とか場所とか、とりわけそういう点が非常に大事な問題でありますから、皆さん方が慎重を期するのよくわかるわけでありまして、ただ、いまの捜査を非常に何かしぼってやりになっておるという点については若干の疑義を感じるわけでありまして、とりわけそういう中で出てきておられる方が元文部大臣ということでもありますので、皆さん方慎重にされておるのよしうけれども、ひとつその辺は捜査の中で、途中で手をゆるめないように徹底的にやっていたらどうかというふうに思います。その辺のところはどうですか。何かもうすでにこの事件についての指揮というのは法務大臣のほうから来ておりますか。

○田村政府委員 これは先生もう十分専門家でいらっしゃるから御承知のところでありまして、私もどもとしては、逮捕被疑者のあります事件の被疑事実の裏づけというものをまずしっかりやるといことが第一でございますし、これも御承知のように、贈賄事件の立証というのはなかなかもので、そう簡単にまいるものではございませんので、まずいまの段階では、この立証に全力をあげておるといのが実情でございます。

それから、事件をしぼっておるのではないかと言

われませんが、そういうふうな観点でまず事件に取り組んでおる。それから私もとしては、そういうふうな捜査の進展に連れまして、そこで犯罪の疑いのある者が出てまいりますならば、これについては厳正な捜査をしてまいりたいというのが基本的な方針でございます。また、そういうことに關しまして、警察は全く主體的にみずからの判断において捜査を進めておるわけでございます。特にこれが警察以外の立場からのいろいろな問題というふうなことは、私もとしては、捜査を進めていく上で別に制肘されるというふうなものではございません。

○横路委員 警察における捜査によると、この当初の二十七億の資金計画について、一応形の上では自己資金としてあつたけれども、現実には見せ金が非常に多かったということも捜査の中で出てきているようにすけれども、その詳細についてはいかがでございますか。

○田村政府委員 その点の一部の新聞に報道されたようにございまして、警察としては、そういうふうな点については全然まだ承知をいたしておりません。

○横路委員 ちょっと、大臣が日教組とお会いになるといことですから、いままでも念願のことでもありますから、この辺で釈放したいと思ひます。

ただ一つお尋ねしたいのは、四十五年以降、二十一年校設立認可した医科・歯科大学について、文部省のほうで追跡調査を行なっている。とりわけその中で問題になるのは、やはり寄付金だらうと思うのですけれども、この追跡調査の結果、寄付金についてはどういう現状だったのか、これはもう掌握されておりますか。

○安嶋政府委員 四十八年度の状況につきましてはいまだ調査中でございますし、しかしまだ報告があつた学校はわずかでございまして、四十六年につきましたは、全体的に一応把握いたしておりまして、内容は資料として先般差し上げたのとおりでございます。

○横路委員 四十八年の現在の何校ですか。わずかのところではどういふことになっておりますか。やはり寄付金というものは、四十六年に比べても相当高額になってきているのでしょうか。

○安嶋政府委員 中間的な状況につきましては、まだ私、報告を受けておりません。

○横路委員 大臣、これは、松本齒科、例の浪速、福岡、それから香蘭もそうなんですけれども、結局、設立が非常に無理して行なわれる。それは審査のあり方あたりにも、これは変えられたようでありまして、従来問題があつたようでありまして、自己資金はどれだけの準備があつてできるのか、そこに無理があるから、一応借り入れ金を装って自己資金という形にしておいて、あとは寄付金で入学のときに多額のお金を取つて、それに補てんをするというふうなことがどうも行なわれて、その中から、そういう無理を行なうから、横領事件が発生してきたり、あるいは今回のような不祥事になったり、あるいはその寄付金がうまくいかないと経営がまずくなつて倒れてしまつたり、やはりその辺のところは問題があると思ひますね。

それには、先ほども議論があつたようにすけれども、私学に対する助成の問題もあるでしようし、それから国公立をどうんふやしていくという点も、これは厚生省の計画に沿つた形で行なつていかなければなりませんから、そういう点もあると思うのですけれども、私たちは皆さん方に、さつきから聞いておると、どうも聞き直つて、監督権がないから、監督権がないから、こう言つておる。しかしそれは、何も監督権があるとかないとかいふ問題じゃなくて、皆さん方の助言という立場だつて、アフターケアとしてやる範囲というのにはあるだろうと思ひますし、とりわけ認可あるいは廃校の段階では、まさに審議会の審議を通して皆さん方のものの考え方というものは明らかにすることができなければなりませんから、われわれが言つておるの、何も十分常日ごろ目を光らしてあれしなさいといふことじゃなくて、

そういういままである手続の中でも、皆さん方はやりやるべきことをやっていない。あるいは、いろいろな審議の方法に問題があつたからこつて事件が相次いで発生しているんだらうと思ひます。今回の事件も、聞いてみると、皆さん方にあまり関係のないような顔をしておられるけれども、これはやはり文部省行政のあり方として反省すべきじゃないか。とりわけ香蘭なんかの場合はその感を非常に強くするわけなんです。その辺のところをひとつお答えをいただいて、文部大臣はけつこうでございます。

○奥野国務大臣 松本齒科大学の問題が発生いたしましたときに、今後文部省はこつていふ態度で臨んでいきますといふことをきかして、また皆さん方にもたびたび申し上げてまいつてきておるわけでございます。

先ほど来、横路さんがおっしゃつていますような疑惑、私もやはり抱いて一人でございます。そういうことから、一つには、私立の医科大学、歯科大学の認可については慎重を期する、ということとは、将来ほんとうに心配のないような運営が行なわれるといふことについての保証、入念に調査をして、ほんとうに心配がないという確信が得られない限りは認可するわけにいかないだろうという意味の慎重を期したい。反面、国公立の医科大学、歯科大学を積極的に増設していきたいといふことでございます。第二点は、いま御指摘になりまして、四十五年以降認可した学校についてのおと追調査を続けていきたいといふことでございます。第三点は、入学時における寄付金問題、これの合理化をはかつていきたいといふことでございます。

同時に、そういうことをしようといふとしますと、医科大学、歯科大学の今後のあり方につきまして、積極的にお世話をやかなければいけないんじゃないだろうか。これは個別に相談をしていきたい。そういう意味におきましては、卒業生を出さない間は経常費助成もしないわけでございますけれども、医科大学、歯科大学についてはやはり

経常費助成に踏み切るべきじゃないか、こういう考え方を私としては抱いておるわけでございませう。同時に、多額の負債をかかえておられるという問題につきましても、長期で返済できるような道を個別に相談できないものだろうか、こんなことも考えておるわけでございませう。

そういうことを通じまして是正をはかつていきたいわけですが、いまのように、認可をいたしましたときには定員が百名であったが、実際入学を許可したときにはその二倍内外も許可しておったというようなこと、全く認可申請が無視されたような運営が行なわれている点がございませう。こういう問題につきましても、やはり立法措置などもあわせて検討していかねばならないんじゃないだろうか、こういうことも考えておるわけでございませう。私学の自主性は十分尊重しながら、しかも世間からいろいろ批判されている点につきましても、改善をはかつていくような道をぜひくふうしていきたい、こう考えておるところでございませう。

○横路委員 私学の自主性を尊重するというのが、やはり非常に大きな柱ですから。日教組との話し合いのようですから、話し合いを十分して、しっかりやってください。けっこうです。

そこで、本委員会は、大臣がいらないと審議をしないことになっているので、私もその慣行を守っていきたいというように思っていますので、ちよつと一言だけ聞いて終わりにしたいと思います。

こういう事態になると、もう文部省としては調べるすべはないのでしよう。たとえば、認可のときの自己資金がどうだったとかこうだったとか、それが正しいものだったのかどうなのか、これはもう文部省としては全くわからないということになります。

○安嶋政府委員 私立の医科・歯科大学の設立につきましても、多額の経費を必要とするわけでございませう。これが通常、大部分寄付金にまわつていう状況でございまして、申請書に、だからから幾ら

寄付があつたということが出てくるわけでございませうが、その内容が真に寄付されたものであるかどうかを確認いたしますために、法人の場合でございませうと、取締役会等の正規の議決があつたかどうか、あるいは経理上正規の手続が踏まれることになっておるかどうかがいふような点について、書類の提出を求め、あるいは私立大学審議会に責任者に御出席をいただきまして証言をいただくというような方法をとっておりますし、個人でございませうと、その方の過去における所得税の納税の証明書、あるいは所得があまり大きな額でない場合でございませうと、たとえば資産なり株式なりを売却してその資金を得たという御説明があるわけでございませうが、そうした場合には、その売買の契約書、あるいはその代金の授受を証明するよう書類の提出をいただく。さらに多額の寄付をなさった個人につきましても、御本人またははかるべき代理の方に私立大学審議会の審査会に御出席をいただきまして、寄付の動機、趣旨、それから寄付をしたことに間違いがないというようなことその他につきまして証言をいただく。あるいは関係の委員から詳細な質問をする。そしてそれが確実であることを確かめるというような方法をとって御出席をおるわけでございませう。

しかし、松本歯科大学の例に見られましたように、関係の書類が十分整っておりましても、そして私どもは、これを信頼するに足るというふうに判断をいたしましたけれども、捜査当局のように強制的に事務所等に立ち入って各種の検査をするというようなことも認められていないわけでございませう。そういう方法が文部省には与えられていないわけでございませう。関係の書類が正規に整備され、あるいは関係の方から誠意を持った御説明がありましかつ場合には、これを真実として審査を進める、こういう方法をとっておるわけでございませう。

○横路委員 その申請に、あるいはいろいろな証明の書類に虚偽があつた場合、これはどういうことになりませうか。

○安嶋政府委員 現行の法制におきましては、文部省に対します申請書あるいは添付書類に虚偽がございませうと、これを直ちに処罰するといった規定はないようでございませう。ただ、浪速医科大学の設立の場合に見られましたように、提出された書類が登記簿謄本等のいわゆる公正証書でございませう場合は、御承知のとおりそのこと自体が刑法に犯れるという問題になるわけでございませうが、そうした刑法に犯れるような事件でない限りにおきましては、私どもに提出されました各種の書類等に虚偽がございませうと、現状で遺憾ながら関係者を処罰するというような方法は残されていないわけでございませう。

○横路委員 もちろんそれは刑法犯に触れれば別ですけれども、そうでない限りそうなんですね、いまの現実というのは。その辺のところはどうなんでしょうか。しかも子供を預かるということになりますから、一般の企業とか法人とかいうようなものとはかなり性質が違ってくるわけですね。したがって、こういう学校法人等の設立について、非常に重要なところにおいて偽りがある場合に、全然正確であるというこの担保がないというのとは、どういふことで扱ったんでしょうか。その辺のところをお考えになったらどうですか。

○安嶋政府委員 文部省は、従来、申請者の申請内容に信頼をするというところで行政を進めておるわけでございませう。いやしくも、学校を設置し、あるいはそのために寄付をしようというの、申請に虚偽があるはずがないというの、私どもの従来の考え方ではございませう。そういう前提に立つて、学校教育法あるいは私立学校法等には、そうした不正に対応する手段が欠けておるわけでございませうが、しかし、大臣が先ほど申し上げましたように、今後の課題といたしましては、たゞいま御指摘のような点につきましては、場合によれば立法上の措置も必要ではないかというふうに考えまして、現在検討中ではございませう。

○横路委員 そういうりっぱな教育者が学校経営

をやるならいいですが、最近では、不動産業者とか大手商社とか、それからこの福岡商大のように、元文部大臣や何やら政治家が二人も理事におつたり、やはりそんな意味では、皆さん方が御期待になったような人たちが学校を経営して教育に専念をするというふうな状況には、どうもいまの世の中なかなかおこなうておられないようですね。その辺のところもひとつお考えをいただきたいと思ひます。

時間が過ぎて、大臣がいなくてきにやらないという慣行がありますので、それを守るためにやめたいと思ひますが、ほんとうはまだお聞きしたいことがたくさんあるのです。警察のほうですね。先ほど言いました、いろいろな一本化する過程、あるいはその後の過程の中で、私たちとして、これはまだ警察も捜査している段階でございませうから、あまり断定的にものを言うのを差し控えるというところで、きょうはちよつと遠慮した発言をしたわけでございませう、ひとつあまり圧力に負けないでちゃんと捜査をしてください。それだけ刑事局長にお願いをして、私の質問を終わります。

○三原委員長 次回は、明十七日火曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会